

議会改革検討調査会記録

1 日 時 令和2年10月7日（水曜日）

開 会 午後 1時07分

閉 会 午後 2時09分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 14人

座 長 江西 照 康

副座長 松井 邦 人

委 員 久保 大 憲

// 金谷 幸 則

// 泉 英 之

// 竹田 勝

// 上野 蛭

// 押田 大 祐

// 松尾 茂

// 尾上 一 彦

// 村石 篤

// 赤星 ゆかり

// 村上 和 久

// 高見 隆 夫

4 欠席委員 0人

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	浦野 弘司
事務局次長	福原 武
庶務課長	大野 満
議事調査課長	野嶽 誠司
議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課主査	金井 沙織

6 協議結果について

- 議員の政治倫理の規定について

前回の協議では、規定すべき具体的な内容や、規定するとした場合にはどのような形（条例、憲章、要綱など）とするべきか議論を行ったが、意見の一致を見ることはなかったため、今回は、政治倫理条例を制定している他市議会での政治倫理審査会の状況等を踏まえて、改めて、政治倫理条例について、どのように考えるのか協議を行った。

議員の政治倫理の規定の必要性について、現時点での考えを確認したところ、規定は不要であるとした委員が7名、憲章のようなものを制定すべきとした委員が2名、政治倫理審査会を含む政治倫理条例を制定すべきとした委員が4名であった。

7 会議の概要

座長 ただいまから議会改革検討調査会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（2名）について許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

座長 まず、調査会記録の署名委員に上野委員、押田委員を指名いたします。
これより、本日の協議事項に入ります。
本日の協議事項は「議員の政治倫理の規定について」であります。
前回は、規定するべき具体的な内容や規定するとした場合の形について意見交換を行いましたが、様々な意見があり、意見の一致を見ることはありませんでした。
そこで本日は、政治倫理条例というものについて、皆さんがどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。
本日の調査会に際しまして、政治倫理条例が制定済みで政治倫理審査会が開かれている他市議会の倫理審査会の結果報告書を今週の月曜日に皆さんにお配りし、調査会の前に御一読いただきますようお願いをしておりました。

少し急だったものですから、皆さんにどの程度まで目を通していただけたのかは分かりませんが、これは私がインターネットで検索をして出てきた十幾つのもの事例を上から単純に一特定の事案をピックアップしたわけでも何でもありません。この数年の間に政治倫理条例に基づき、政治倫理審査会が実際に開かれたところの等身大の姿—政治倫理条例がどのようなもので、どのように運用されているのかということを表すものであります。それらを見た上で、政治倫理条例について、皆さんがどのようにお考えになるのか改めて議論したいと思います。

それでは、御意見をお聞かせいただきたいと思えます。

竹田委員

御意見ということだったのですが、この資料を一読した感想を述べます。

幾つかの市議会の政治倫理審査会の報告書が資料として配付されておりますが、私が見た限り、こんな程度のこと議論されているのかということで、少し愕然といたしました。

すなわち、当市議会では、不適切な発言については議長の裁定で適切に処理されたり、そのほかの事案については、議会運営委員会なり各派代表者会議なりで協議や調整が行われ

ております。はっきりと言うならば、辞職勧告決議が議決されたその後については非常に遺憾なことはありますが、その他については、今、喫緊で何か困っていることはあまりない—この資料の審査報告書の事例に鑑みての話—なのですが—そのように思いまして、実際に政治倫理条例をつくった上での政治倫理審査会というものは、この程度のものなのかと。このように何かお土産を配ったとか、ホーチミンがどうか—何もそのことを否定するわけではなく、言葉を選んで言っているつもり—なのですから—瑣末なことでもいろいろなことが議論され、報告され、議決に至っていると。何か貴重な時間を費やしているなど、こんな印象でした。

座長

竹田委員からは、他市議会の倫理審査会—先ほどお話ししたように、無作為に抽出した—ものであります。これを一通り読んでいただいた上で、政治倫理条例が—言葉は悪いのですが—議会にふさわしいものだ—という認識にはあまりなれなかったという御意見だと思います。

松尾委員

自分自身も読ませていただいて、ひどい内容—というか、議員としてあるまじき行為、倫理

を疑われる行為ということ、明らかにそういう行為だと思ったのですが、ただ、政治倫理基準にのっとって審査をする政治倫理審査会という場があるわけなのです。規程の下でしっかりと審査をされているということで、正直、私の中では政治倫理審査会の設置の必要性をすごく感じたということがあります。これまでもと言いますか一もし審査会というものがなかった場合には、やはりそれぞれの会派の中で、場外でいろいろと言いつつそれは間違いではないですし、悪いことではないのですけれども、やはり、規程の下、審査会というもののなかで、しっかりと議論をして精査をしていくという、それが正常な議会の在り方なのではないかと感じているということが、私の今の正直な意見です。

座長

松尾委員は、この政治倫理審査会の審査報告書を読んで、政治倫理条例に基づいて開催される政治倫理審査会は、富山市議会にとっても必要なものだというふうに思われたということでもあります。

高見議員

政治倫理条例というものは非常に難しいものです。審査会をつくっても、どういう方を審査会の委員にするのか。それだけの知識と能

力が実際にあるのか、ないのか。ただ簡単につくって、やればよいというものではありません。

1つ例を挙げると一人のことは言えないので自分のことを言いますが一私に対する糾弾決議が出されました。どういう根拠で糾弾決議を出されたのか、どこで何を調べられたのか、警察や検察庁の権限よりも議員の皆さんはよっぽど詳しいことを知った上で糾弾決議を出されたのだろうか、そういうようなことを問いかけても何も答えは返ってきません。

ですから、政治倫理条例を制定して政治倫理審査会をつくることについて、私は、よっぽどの知識を持った人、能力を持った人でないと、その委員にはなれないと思います。それだけのものを皆さん持っておられるのか。

私も配付された資料を読ませていただきましたが、学校に無断で視察に行ったからどうだこうだとか、あるいは、議場でパネルを出したからどうだこうだとか、そういうことを審査会でやっているのです。それは議会運営委員会でやる話でしょう。だから私としては、この政治倫理審査会、こういったものについては、私の頭の中にはありません。

座長

高見委員は、御自身のことも含めて意見を述

べられたのですがその点は置いておきまして、配付した資料の中から例として挙げられたのは一皆さん、今日、お持ちいただいておりますか—例えば7番の坂戸市議会の事例を挙げられました。これは、ある市議会議員が一確か会派は日本共産党の方だったと思います—教育委員会事務局へ事前連絡なく学校を訪問したこと、給食調理室に十分な安全対策を講じずに入室したこと、学校長不在の学校を訪問したことをもって、政治倫理審査会で審査をして、辞職勧告相当であるというふうに、この審査会では結論を出しているということでもあります。人が人のことを判断するということは、どういうことなのかという事例として今1つ出されたわけであります。

この行動そのものが、議員として品位と名誉を損なう行為であると、政治倫理基準に反しているということですので、それはいろいろな行動にもつながることだと思います。この事例の審査会では、多数決で辞職勧告相当とした委員が5人、嚴重注意とした委員が1人、該当しないとした委員が1人で、辞職勧告相当という結論を出されたという事例です。おかしいだろうというふうに思われたという御意見でした。

泉委員

今、事例を出されたので、私の場合、特に面白いと一面白いという言い方は失礼ですけれども、8番の事例、宮崎市議会の審査結果報告書を見ているのですけれども、この審査対象となった方はインスタグラムにおいて、「やる気のない議員の多さに驚く」と投稿したと。単に、この一言をインスタグラムに投稿したことにより、市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう行為により議会に対する市民の信頼を損なわないこととする政治倫理基準の条文に抵触したということで政治倫理審査会が開かれ、7名の委員のうち3名は違反する、4名は違反しないという判断をしたということです。

この審査会の開催は1回だけだと思いましたが、4回もやっているのです。このようなこと一仮にトランプ大統領であれば、毎回対象になるような、そのような行為ですので、こんなことまで突っ込んで、審査会にかける節操のなさみたいなことが非常に思いやられるのです。

基本的にこういうものは一例えば我々は選挙によって選ばれますけれども、SNSで一言でも口が滑ったり誤った投稿をしたことを取り上げることで、結局は選挙妨害をしようと思えばできることになるのです。このような

足の引っ張り合いのようなことで、しかも4回も審査会を開くことはもってのほかなので、私はこのようなことについては見送ったほうがいいと思います。

座長

泉委員は宮崎市議会—宮崎市は中核市ですから、私たちがイメージする限り、規模ですとかおそらく陣容も、富山市議会とそれほど変わりのない議会ではないかと思われます。インスタグラムへの投稿が、議会に対する市民の信頼を損なわないことという政治倫理基準に反するのではないかということで審査の請求がなされたのですが、結果的には「議会事務局に対して苦情も来ていないと認識しているので、議会に対する市民の信頼を損なうまでには至っていないと考える。よって、違反には該当しない。」ということが結論として出ております。この結論に至るまでに4回も審査会が開かれていると、こういったものを読むにつけ、富山市議会には必要というかふさわしい条例だとは認識しないということが今の泉委員の意見でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

高見委員

先ほどお話ししましたパネルの件でも、パネ

ルを議場で掲げただけで、4回も審査会が開かれています。それだけの時間を使ってやらなければいけないことなのか。

もう1点。個人名は挙げませんが、過去の委員会で、ある報道機関と結託して、委員会室にピンマイクをつけて入ろうとした議員がいるのです。私は事前にそのことが分かったので注意をしたのです。注意をすると、その議員はピンマイクを外しました。その場でピンマイクを外したので、このことは各派代表者会議でも言いませんでしたし、議会運営委員会でも話をしませんでした。

このようなことについて、富山市議会では各派代表者会議なり議会運営委員会なり、そういうところで注意をするときには注意をする、事情を聞くときには聞くというやり方をしております。審査会をつくったら何か、今、泉委員が言われたように人の足の引っ張り合い、あるいはまた選挙の妨害に使われやすい形になる部分も多分にありますので、私は好ましくないと思います。

座長

今、高見委員からは6番の美作市議会で行われた政治倫理審査会の結果についてのお話がありました。これは、一般質問において市民の声と称したパネルを掲出したということに

ついて審査が行われたもので、これも4回議論をされておりますが、審査の結果—これについては多様な意見が出ております。ですから、総括してということで、審査対象議員の言動に行き過ぎがあったとの結論を得たとされております。それに加えて、議長から注意を促すなど、適切な措置を講ずるよう求めるというような、議長に対する附帯的な意見も出されております。こういったものを読んで、好ましくないと思われたという御意見でした。

押田委員

泉委員の意見にあった、インスタグラムでやる気がないという投稿をしたことが審査された事例に関連して、私自身、富山市議会議員のブログやフェイスブックで特定の議員を非難していらっしゃる内容のものを読んだことがありますし、今現在も掲載されていると思います。私から見ると多分普通の話合い、意見の交換をしたのだろうなということが、やはり批判的に見られることもありますし、また、議会や議員のやる気がないということ、委員長や特定の会派を指して非難していることもあります。

こういったことは議員としてなのか、人としてなのか—モラルの問題であり、今、高見委員が言われたようにモラルのない議員などが

審査をすることになってきますと、審査会自体が、どちらの方向に行くのか非常に危ういのではないかと。もしこれが真面目に話し合われているのであれば、モラルのない人がモラルの判断をするのかということになります。このようなことは、富山市議会では自発的に善処していただけるのではないかと私は思いますので、比較的、審査会には反対です。

座長 対象となる議員、それからそれを審査する議員、それぞれのモラル感について未確定な中で審査をするのはどうかという御意見です。

尾上委員 政治倫理条例をつくることと政治倫理審査会をつくることは、本来は別なことではないのかもしれませんが、別に考えると一確かにこの資料にある審査結果報告書などを読むと、こんなことだと思うような事例も中にはありますが、政治倫理審査会があれば、富山市議会で辞職勧告決議を毎定例会議決している件についても、決着することができたのかということを見ると、なまじこのこと自体が、もう少し一何というのか、基準をしっかりと決めたらそれなりに機能するような気はするのですが、確かに皆さんが言われるよ

うに、審査する者がどうなのかとか、様々な問題があると思います。ですから、一概につくればいいということではないのですが、ある意味で必要性はゼロではないのかなとも思います。

ただ、そのことと政治倫理条例をつくることは別にして、です。本来は別ではないのかもかもしれませんが。

座長

ただいま尾上委員から、政治倫理審査会があれば、富山市議会で辞職勧告決議が続いているような事案がなくなるのではないかということも含めてという御意見でしたが、資料でお配りした市議会の政治倫理審査会に関するその後の流れをずっと調べておりましたら、結局、本会議で取り上げられても、審査対象議員はそれに賛同していないのですね。同じことです。ですが、そのような視点からも見る必要があると思います。

この議会がおかしいのではないかと言うことは誠に失礼なのですが、富山市議会であればそんなことはないだろうと、自分自身で何か確証的に思われることですか、そういった御意見でもいいのですが、何かありませんか。

村上委員

今、座長がおっしゃったように、それぞれの

議会のことを言うのは控えたいと思います。それぞれの議会が一生懸命に、これが正しいと思ってやっけていらっしゃいますので、そのことについては述べませんが、意見が分かれるということは、何と云うのか一まさに審査をする方々の判断で決めていいのか、果たして資格があるのかということがあります。一方で、全会一致だとすれば、何も審査会を開く必要のないほどのことであるということで、いずれにしてもあまり意味が感じられません。最終的には座長もおっしゃったように、本会議場での議決ということになるのしょうから、この事例を見る限り、必要性というものは感じないというところではあります。

座長

私も事例として挙げながら、他議会に失礼なことがあってはいけないと思いますし、それぞれが真剣にやっていることだと思うのですが、私どもがこれから、政治倫理条例というものを議論する上で一こういう事実があるわけですので、政治倫理条例を制定した場合、私たちも同じような道をたどる可能性が当然あるのです。

今、本調査会では、政治倫理条例を制定してほしいという請願からスタートして、政治倫理条例について考えているわけですが、

政治倫理審査会の具体的な事例がこのようなものであることからすると、村上委員からは富山市議会には不要だというような御意見でした。

上野委員 政治倫理審査会の設置については、必要性があるのではないかと考えております。ただ、ほかの委員の方も言われたように、審査をするための基準ですとか人選をどうするのかということについては事細かに話をしないと、ただ設置をただけでは確かに時間ばかり取られる状態になりかねないということは、危惧するべき点だと思っています。

座長 政治倫理審査会の設置を含めた、政治倫理条例が必要だという御意見ですね。
それでは、上野委員御自身では、例えばこの審査結果、審査状況を受け入れることは可ですか。

上野委員 この事例に関してということですか。

座長 そうです。

上野委員 確かにこの事例の中には、この場で審査すべきなのだろうかと思うものがあつたので、先

ほど申し上げたとおり、審査基準はもう少しハードルを上げるという言い方は違うのかもかもしれませんが、設置の基準についてもきちんと個別具体のものが必要になってくるのではないかと思います。

座長

基準ですね。これらの事例を深く読んでいくと、議員の品格ですとか、議会の品位を損ねるですとか、誠に観念的なところを原因として審査会が開かれているところが多いのです。この調査会で、過去に倫理とは何かという議論をしたこともありますけれども、そこからして、私ども富山市議会としての意見の一致は見られませんでした。前回の、どのような規定とするべきなのかということについても、意見の一致が全く見られないところもあったわけですね。推進とそうでないということについてですね。

この点については私はより深く議論をする必要があると思うのです。ですから皆さん、せっかくですので、いろいろと思うところを御意見として一今もいただいておりますけれども一出していただけないでしょうか。

赤星委員と村石委員は今日はまだ御発言がありませんが、いかがでしょうか。

赤星委員

皆さんの御意見をじっくりと聞いてからと思
っていました。

座長が配られたこの資料について、なぜ審査
会についてだけ配られたのかなと少し不思議
に思いながら読ませていただきました。それ
ぞれの議会の判断ですから、内容については
あまりどうこう言いたくはないのですが、議
員の政治倫理条例については、市議会議員は
市民の皆さんからの信頼によって市政を任せ
られているということ認識して、市民の皆
さんに奉仕する者として人格と倫理の向上に
努めなければならないですとか、議員である
ことの影響力を不正に使うことなどによって
自己または特定の者の利益を得ることがない
ようにですとか、そのために必要な事項を定
めて議員に対する市民の信頼に応えるとともに
市政に対する正しい認識と自覚を持ち、公
正で開かれた民主的な市政の発展に貢献する
ことを目的につくられるものだと思います。
そのために、政治倫理基準をつくる。例えば
その1番目としては、市民全体の代表者とし
て品位及び名誉を損なうような一切の行為を
慎むことですとか、あとは道義的批判を受け
るような寄附をもらったりしては駄目だとか、
市との請負契約に関する事項ですとか、そう
いう政治倫理基準を設けて、もしそれに違反

しているという行為があったときに初めて政治倫理審査会が出てくるわけです。ですから、審査会だけをもって、必要だとか必要でないとか、富山市議会にはふさわしくないとか、そういった話の進め方というのは少し違うのではないかなと思っております。

座長

赤星委員に申し上げますが、今は進めているということではなく、皆さんの意見を募っているので、皆さんに意見を言っていただきたいと思えます。

資料として審査会の結果だけを配付した点については、少し片手落ちだったかもしれませんが、それぞれの審査会の結果の基となる政治倫理条例は、全て赤星委員が今言われたようなことをうたっている一実は、それぞれの政治倫理条例の中身が全然違うものであることによって起こったものではないのです。できれば、それぞれの議会の政治倫理条例をおつけすればよかったのかもかもしれませんが、概ね、今おっしゃったような、どうあるべきかということがそれぞれの政治倫理条例にうたわれているということは、今ここで皆さんにお話ししておきます。控室に戻って、この議会の政治倫理条例がどうなっているのかということは各自で調べてください。私の

言っていることが間違っていれば、改めて修正させていただきます。

それと今、請負について言われましたけれども、請負に関することは前回の調査会の際に、現時点ではもう起こりようのない事実として—これは議員の成り手の選択に関わること、こういう人は議員になれないとすること以外の目的が見当たらないというような意見が多勢であったという認識であります。今、そのことを言われても構わないのですが、このことは、前回の協議の結果として改めて確認させていただきたいと思います。

村石委員

結論から言うと、政治倫理審査会は必要であると思っています。ただ、審査会の委員には議員がなるのではなくて、学識経験者や法律の関係者など、いろいろな人—第三者を審査会の委員にすればいいと思っています。

近くでは、加賀市議会がそのようにしていますがすけれども、そういう形で審査をすればいいと思っています。

まず、政治倫理条例について、富山市の職員は、正規の試験、筆記試験と面接を経て公務員として採用されています。私たち議員も地方自治法上は公務員です。その地方自治法上の特別職公務員がどのようなことを守ってい

かないといけないのかということの規定するのが政治倫理条例であって、守らなかった場合には審査会で審査されるというような流れになっていることから考えても、やはり条例があったほうが、より緊張感を持って議員活動をするし、市民から信頼されるようになるのではないかという具合に思います。

ただ、審査にかけるのは一これはあくまで一般論というか狭い意味で言っているのですが一例えば、法律違反があったとか、明らかに社会的に問題があったとか、そのことについて、議員として、議会としてその事象をどう見るべきかという、そういう大局から審査会が開かれるべきではないかと思っています。

座長

そうすると村石委員は、政治倫理条例は議員の理念というよりは、就業規則のようなものだというふうな御意見で……

（「就業規則ではないです」と発言する者あり）

座長

そうではないと。それと、政治倫理条例を掲げる場合は、品位ある行動だとか、そういったことを述べるのではなくて、法律違反をした場合は駄目ですとか、そういったところの

政治倫理条例—ある意味、大変特殊な、ほかの市議会にない斬新な条例かもしれませんが、そのようなものを制定すべきだというような認識でおられるということですか。他市議会と同様の政治倫理条例では駄目だと。

村石委員

就業規則というよりも、どうあるべきか—議会の中の議員として、どのように基本的な考え方を持って行動していくのかという理念があって、その理念に違反した場合については、こういう違反ですよというような規定があって、それに違反したことが明らかな場合は審査会で審査されるという流れになるのではないかとということを主張したかったのです。

久保委員

まず最初に、このことに関連する請願が何度か出ていると思うのですが、その方の願意というのは、しっかりとした理念—議会とはどうあるべきか、議員とはどうあるべきかということをしかりと示してほしいということが根幹にあったというふうに思っています。その後も、政治倫理条例の制定についての請願が出てきていますが、私は個人的には—その内容を見ると、せいぜい出せる結論が辞職勧告をすべきであるという内容なのですが、辞職勧告をすべきであるという結論は、

本人一当該議員以外の議員に言っているわけです。

実際に今の富山市議会を見てみますと、議員辞職勧告決議が全会一致で可決されても、その本人が全く従わないと。こういうことが重なってくると、そもそも議会としての議決の重さというものを自己否定していくような形になると大変危惧しています。それは議員に対してだけではなく、当局側に対しても、議会の存在意義、議会の議決、意見というものが軽んじられるようになるのではないかというところも、私としては大変心配なわけです。この政治倫理条例をつくったとしても、失職させるといような義務は発生しませんので、完全に居直られてしまうと、形骸化した何の意味もないものになってしまうのではないかということが考えられます。

解釈次第で幾らでも悪用できるということは、この資料を見ていただければ皆さんにも分かると思います。例えば8番の事例では、下のほうに条文が書いてあるのですが、市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう行為により議会に対する市民の信頼を損なわないことという規定に違反するということで提起されているのです。これはいかようにも解釈ができて、どのような形でも審査会の開催

を求められるということになりかねず、この調査の内容、過程、結論を導き出すまでの間や、その結論も踏まえて、これが本当に市民の信頼回復に寄与するのかということ、逆に、議会は一体どういうことをやっているのだと、市民からの信頼を失墜させることになりかねないのではないかと。悪用されると、このようなことが現実起きてしまうのではないかと考えています。

何よりも私としては、今回の9月定例会においても自分なりに一生懸命に調査・研究したつもりですが、なかなかまだ至らなかったと反省する点が議案の審査の中にもありました。本来の調査や職務に専念したいという思いが一とにかく今は、議会としての信頼を回復するためには、そこが一丁目一番地だと思っています。そういった意味では、何度も審査会を開いて、そのために資料や法令を調べて、同じ議会の議員の倫理について審査をするという時間は、私としてはかけるべきではないと思います。なのでこの項目、政治倫理審査会については、そもそも必要ないと。

そして条例ということにこだわっておられる方もいらっしゃるかもしれませんが、前回の調査会で、私たち自民党会派の中から憲章ではどうかというような提案をさせていただきましたし

た。憲章として、本当に理念みたいなものを掲げると。

私の中では、条例を制定するとなると、やはりこういった審査会であったり、請負であったりと、いろいろなことを一他市の事例を踏まえながら中身を精査していかないといけないと思いますが、私は条例は必要ないと思います。憲章であれば皆さんと早い段階から作成に入れるのではないかなというふうに思っています。

私の意見としては以上です。

座長

久保委員からは、そもそも一例えばこの政治倫理審査会の結果を読んで思うところでもあり、今の富山市議会でもいろいろな会議がある中で、そこで決定したことも守られていないように久保委員からは見えるところがあって、そういった議員に対して他の議員が決定しても実行できるのかということに大変疑問が残るという点と、議員の本分としては、やはり当局に対することにエネルギーを注ぐべきであるけれども、他市議会での事例を読む限りでは、どちらかと言えばこれを利用して気に入らないというか、自分の意に沿わないところを攻撃する材料にも使われかねないような事案を見ると、ますますそう思うという

ことから、議員とはこうあるべきだという憲章を掲げるということではどうかという御意見でありました。

それと、先ほどの村石委員の法律に違反するということについて、私もその場ですぐに見つけることができなかつたのですけれども、この資料の中の③、④の事例、万引きを2回繰り返された議員の方については、これは法律違反です。法律に違反することを政治倫理条例で—この方は執行猶予もついているということで、法的な裁きを受けているのですが、この方に対する政治倫理審査会が開かれていて、結果、倫理条例に違反しますという結果だけが出ている形です。

当然、どの議員も全員、法律に照らして法律の規制ですとか処罰を受けるわけでありまして、それを議会の中に持ち込んだ例—ほかにもいろいろな事例があるかもしれませんが—なかなか苦しい事例が、実際に桑名市議会で起きているのだという、大変難しい問題だと思います。

ほかに御意見はありませんか。

金谷委員

今、皆さん、いろいろとお話されたと思いますけれども、私も理想と現実のギャップがすごくあるなと思っています。きっと各市議会

の皆さんも、最初はこういうものをつくろうとするときには、理念だったり目的が明確にあって、それが条例として出来上がって、いざ運用していく段階になったときに、これらの事例を見る限り一座長はこれを無作為に抽出したと言われるので—こういう結果がたくさん出てくるということは、条例とその運用には、理想と現実のギャップがあるのだろうなというふうに、先人たちの事例を見ると感じます。

先ほど久保委員がおっしゃったように、条例を制定するには、皆さん、大変、労力がかかっていると思います。時間もかかっていると思います。それらを考えると、先ほど憲章というお話もありましたけれども、条例までは不必要なのではないかと思います。

座長 この事案を読むにつけ、憲章のようなものを掲げるべきではないかと思うというような御意見です。

赤星委員 富山市議会で忘れてはならないのは、過去の政務活動費の不正の問題です。14人もの議員が辞職に追い込まれたと。法律違反の最たるものですよね。その後、新しく選ばれた議員まで不法侵入という犯罪を犯してしまった

ということで、先日の請願でも書かれていましたが、市民の皆さんは、富山市議会に対して自浄能力がないと思っておられます。

これまで、政務活動費の不正につきましても、議会として当該議員に議会の中で説明をさせたり、市民に対する説明を行ったり、真相解明、究明ということは一切行われてきませんでした。それぞれの記者会見任せというか会派任せというか、そういうふうになっていて、そういうふうにする場もありませんでした。

そういったことからすると、やはり政治倫理審査会というものは必要だと私は思います。

今も一当事者がおられて申し訳ないのですけれども、事実だから言います一書類送検されている議員もいるし、起訴されている議員もいるし、略式起訴で罰金を払って、何度も辞職勧告決議を出されても辞めない議員もいます。

そういう場合に、議員側からこれを審査会にかけようというだけではなくて、市民の審査請求権を条例に定めて一例えば、近くでは滑川市議会がそうですけれども、滑川市議会では、市民は議員が政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する事由及び資料を添えて有権者の総数の100分の1以上の連署をもって議長に審査を請求することができると、市民からの審査請

求権も認めている。これは憲章ではできないことだと思います。

いろいろあった富山市議会だからこそ、まだ過去の問題が終わっていない富山市議会だからこそ、このようなことが必要とされているのだと思います。ですから、市民の皆さんが、一生懸命、請願や陳情を出して、頑張ってくださいっているのだと私は思います。

座長

議員が、議員内部でやるからこんなおかしいことになる。市民から審査会を開くような仕組みにすればいいという御意見です。法律に違反するものに関しては、それぞれ法律が動いていて、法律が動いていないわけではないのです。今、赤星委員の意見を聞きながら、その点はどのように考えておられるのかなというふうに思ったのですけれども、いかがでしょうか。

赤星委員

法律は法律で動いてもらわないともちろん困るのですけれども、そういう問題が起きたときに富山市議会としてどう対処するのかということが決まっていないのです。

例えば、各派代表者会議で謝罪させてほしいと言われた議員がいました。しかし、ほかの方については、記者会見だけで、あとはどん

どん辞めていかれたということもありました。市議会として、そういう問題にどう対処するのかということは、どうしても必要だと思います。

座長

現状の、政治倫理審査会がない状態は不備であるという御意見でした。しかし、実際に政治倫理審査会がどのような動きをするのかということについて、それぞれの事例を見ると政治倫理審査会というものは、このようなものだとして私たちに特別な才能があるというおごりがあるのではどうかと思うのです。現実、等身大のものをしっかり見る必要があると思います。

松尾委員

明確に否定だけしておきたいことですが、警察の捜査とか裁判とか、そういったことに対して、議会で審査会を開いて裁くようなことは絶対にあり得ないというふうに考えています。

他市議会の審査会の内容は、それはそれとしてと言ったらあれですけども、審査の項目ですとか、内容ですとか、そういったものは一富山市議会ではその前に解決されることばかりだということも正直あるのですが、先ほども言いましたように、裁くのではなく、正

式な場で、みんなで議論をして議会を浄化していきましょうという、そういった機関というものはあってもいいのではないかということは、正直な自分の思いであります。しかし、とにかく法律に関わること一現在捜査中であるとか裁判中であるとか、そういったことは審査会でやるべきではないということは、明確に申し上げておきたいと思います。

尾上委員

先ほどから皆さんいろいろな意見を出されております。これは今の話とは関係がないのですが、さきの9月定例会のときからずっと私は不思議に思っていて、14人が辞職したと言われる一今、赤星委員も言われましたけれども、私は政務活動費で辞められたのは13人で、もう1人は岡崎さんが県議会に転出されたからだったと思っているのです。

(「違う」と発言する者あり)

尾上委員

あのときの補欠選挙で13人が当選して、その後1人辞めて、14人なのですけれども、13人が欠員になったときの1人は、岡崎さんが県議会に転出されたからだと私は思っているのです。今の話とは全然関係ないので、9月定例会の本会議でも、14人

とおっしゃっていたものですから非常に気になっていて、もし分かれば調べておいていただきたいのです。

このこととは全然関係なく、確かに政治倫理審査会があるといろいろなことについて議論ができるのかもしれませんが、先ほどの江西座長からのお話にもありましたように、何回も同じことをやってそれでも辞めないと。究極のところができないのでは、設置する意味はないのではないかと私は思っているのです。それが解決できるのなら非常にいい仕組みだと思うのですけれども、我々は裁判官でも何でもないので、やはり非常に難しいことなのかなと思います。

泉委員

この会議でいつも思うのですけれども、議論が堂々巡りでまた元に戻るといようなやり方になっているので、ある程度道筋を立ててほしいのです。自民党会派に所属する委員の今の考え方を率直に申し上げますと、要は、地方議会の憲法は地方自治法なのです。よくマスコミで言われる、議会基本条例が議会の憲法だといような、何かねじ込まれた流れに入っていると。自民党会派としては、基本的には地方自治法にのっとなって地方議会を運営すると。ですから、このような政治倫理審

査会などは完全否定であるということです。
また、前回も申しましたが、今、久保委員が言われたような議会憲章ならば、前向きな発言のもので、そういうことに対してはつくることはやぶさかではないという立場です。
何度も恐縮ですが、足の引っ張り合いのマイナス思考でこういった審査会をつくるよりも、全会一致で、憲章という形でつくるのであれば、積極的な参加をしようということをもう1回確認したかったので、言わせていただきました。

座長

泉委員の、つくるのであれば憲章だというものは、憲章をつくってほしいという意見に近いのか、それとも、基本的には地方自治法で議員の行動というのは規定されているのだけれども、あえてつくるのであれば憲章のようなものをつくれればいいという御意見と、どちらが近いですか。

泉委員

私の中でも中途半端なところがあるのですけれども、基本的には世論というものがあって、富山市議会はいろいろな事案がありました。そういうことで、富山市議会を立て直すという積極的な意図でやるのであれば、積極的に憲章をつくるべきだと。ただし、そういう世

論があるからという理由で、つくらなければいけない事案でもないような気もするので、私の中では中立です。ただ、つくるのであれば憲章でいいのではないかと思っています。

高見委員

先ほどから政務活動費についての話が出ておりますが、大変失礼ながら政務活動費を返したのは全会派です。私は返していませんというような顔をして発言をしておられますが、全会派が政務活動費を返還しているのです。私が返還をしたのは、単なるミスのものでしたよということを言われるかもしれませんが、間違っていたから返したのであって一誰が返したなどということは言いませんが一私が調べたところでは、全会派が返しております。ですから、政務活動費のことについて今論ずるのであれば、もうここでやめたほうがいい。

座長

今の高見委員の発言も含めて、本日の協議の趣旨からは外れる御意見だったと思います。以後、ほかの委員の皆さんも注意してください。政治倫理条例についての議論です。先ほどから、結果的にいろいろなことに利用されるとということが皆さんの心配の中にあって、この事例の中にもそのようなことが出てきている。何かにひもづけをして、それを取

っかかりにして政治倫理条例が使われているという節が—これは私の個人的な感想かもしれませんが、これを読んで思うところでもあります。

泉委員からは堂々巡りだというふうな意見もありました。

それでは1度、この辺で皆さんがどのようにお考えになっているのか3つのパターンで—3つのパターン以外にもあるという御意見があれば教えていただきたいのですが—私どもの議会としては、倫理的な憲章をつくるべきだと。いや、私どもの議会では、このような審査会も附帯した倫理条例をつくるべきだと。いやそうではないと、志を高く持って、地方自治法の下、議員とはどういうものなのかということをお自分の心の中に命じて行動するので特段そのようなものをつくらないと。この3つのパターン以外のものを、今、心の中でお持ちの方はいらっしゃいますか。

村上委員

パターンという話の前に、私は前回の座長のまとめで、もうこの議論は終わったものだと思っていました。つまり、自分のやることはいいけれども、他人のやったことは駄目なのだと。要は信頼関係がないわけです。その中で何をつくっても駄目ですよ。私はさきの9

月議会で随分一それこそ、議員全員を敵に回すような討論をいたしました。当たっている一私はそれが正しいと思っています。反論される方もいると思いますが、表立って、議会軽視だとか、あるいは事実と違うという御意見はなかったわけです。

議会として辞職勧告決議を出したという経緯がありますけれども、なぜ辞めないのか。それは、我々が彼から信頼されていないからです。議員同士が信頼していたら、辞職勧告を全員から出されたら辞めますよ。しかし、彼も我々を認めていない。信頼していない。一方、当選させてくれた有権者は信頼してくれている、あるいは、信頼されていると思っている。有権者に当選させてもらったのだから、ということだと思ふのです。

私が議長を辞めたのは、皆様方から全会一致で議長にさせていただいたけれども、その中から辞めろと、あるいは、辞めてほしいという御意見があったから、議長を辞めたのです。それは、議長を託された、議長として仕事をしてきた信頼関係があるからです。だから辞めたのです。しかし、議員を辞めろということであれば、やはりこれもお互いに信頼していなければ、辞めるわけにはいかないということです。

前回の、私の討論の話に戻りますけれども、本当に我々は信頼できる議論をしてきているのか一本会議で、委員会で、あるいはいろいろな調査・研究で—そうではないと私は思っています。その基本がない限り、何をつくっても駄目です。政務活動費のあり方検討会を見てもそうではないですか。その辺りを、きちんと基本的なことをやらなければいけないし、それをやるのが、それこそ市民の方がわざわざ請願だ、陳情だといって、我々にやるべきことを投げかけてきてくださることに応えることになるのではないかというふうに思いますよ。

ですから、この政治倫理条例だとか憲章だとかということではなくて、まず我々が議員としてやるべきことを粛々とやるということが一番市民の負託に応えることだというふうに思いますので、私は条例も憲章もつくる必要はないと、まずは仕事をして、議員同士の信頼関係を持つということが大事だというふうに思っています。

座長

私の言葉が足りなかったのか—今の村上委員の御意見は、3つのパターンのうちの1つだと思っております。

前回の調査会での、意見はまとまらないけれ

ども何を議論しているのかという中で、私が1つ白黒をつけたいと思うのは、これは時期尚早だというべきものなのか、それとも、その存在そのものが富山市議会にとって必要なものなのか、合うものなのかということをもう少しはっきりさせたいということから、議論をしていただきたいというふうに思っていたわけでありませう。

少し戻って、何をしたかったのかと言うと、村上委員が言ったように、議員自身がしっかりと力をつけて職務を全うすることそのものが議員なのだということから、条例も憲章も不要だという考えが1つ。それから、憲章をつくるという考えで、議員はどうあるべきかということ掲げたらいいのではないかと思う方もいます。または、この審査会を附帯した倫理条例をつくるべきだというお考え—それぞれ今の、現時点でのお考えがどこに近いのか、一度イメージを確認させていただきたいと思ひます。

どこから順番に聞きましょうか—村上委員が今言われたように、条例も憲章も不要で、議員そのものの職務を全うしていく、それこそが議員のありようなのだと思われる方は挙手をお願いします。

〔挙手 7 名〕

松尾委員

私は条例を制定して審査会も設置するという
ことを意見として言わせていただいたのです
が、しっかり合意形成をして一合意形成とい
うものは、多分、村上委員がおっしゃる信
頼関係の下に行われるものですが、それが
あって初めて条例を制定すべきだと思っ
ています。ですから、今回、意見としては、
政治倫理審査会の設置を含めた政治倫理条
例を制定するということが、そちらのほう
に手を挙げるべきかとは思いましたが、実
際には、村上委員が言われたとおりだな
という思いがあるので、ちょっとそこには
手を挙げられない—挙げられないといっ
たらあれですけれども。

座長

現段階でということで、どちらかに手を
挙げてください。

では、憲章のようなもの、議員として、
富山市議会としてどうあるべきなのか
ということ、を制定したほうが良いと思
われる方の挙手をお願いします。

〔挙手 2 名〕

座長 政治倫理審査会を附帯した政治倫理条例を制定するべきと思われる方の挙手をお願いします。

〔挙手 4 名〕

座長 皆さんの御意見を挙手でお聞きしました。それぞれ考えが違うのだというふうに思います。今日はこれで終了したいと思いますが、皆さん、お配りした資料をもう一度しっかりと読んでみてください。これは、インターネットで政治倫理条例、政治倫理審査会という言葉で検索をすると出てきたものを上から順に一横手市議会はもう少し真ん中のほうでしたが一出てくるものです。順番だけで何の作為もありません。このことを皆さんしっかりと理解して一これは等身大の政治倫理条例であるということ踏まえた上で、またもう一度しっかりと考えていただきたいと思います。以上で、協議を終了したいと思いますが、よろしいですか。

竹田委員 私は前に、綱領という言い方で、憲章に近いものだと思っていたのですが一いたのですがというよりも、よりベターかなと思っていたのですが、そのときから、つくっても本質は

変わらないのではないかと心の中で自問しておりました。すなわち、自浄能力ですとか、あるいは組織の成熟—組織というのは、富山市議会であり、それを構成している会派であり、一人一人の議員であり、その成熟度を上げていかないといけません。自浄能力、すなわち、民間企業で不祥事が起きると、自浄能力を発揮して、人を代え、意識を高め—それは一時的には継続するのです。でも3年くらいたつと元の木阿弥になっています。別に民間企業であろうと官公庁だろうと、それはあまり関係がありません。人間のさがと申しますか、そういうところも一部あります。そうは申しましても、本来は意識ですとか、認識、あるいは成熟度、そういうものが自浄能力を構成しています。ただ、今の富山市議会においては、なかなかそういうところには至っていません。そういう認識が共通認識になっていないのです。いろいろなことについて、個人を批判しがちになったりするので、やはりそういう視点に立たないとなかなか成熟していかないと思います。

座長

概ね、村上委員の言われた内容に近いものかなと思います。

これで、本日の協議事項は終了いたしました。

本日の協議内容につきましては、私から議長に内容を報告することといたしますので、御承知おき願います。

次回の開催日程については、正・副座長で協議の上、改めて御案内したいと思います。

これをもって、本日の議会改革検討調査会を閉会いたします。

令和2年10月7日
議会改革検討調査会記録署名

座 長 江 西 照 康

署名委員 上 野 蛍

署名委員 押 田 大 祐